資料３

大田区総合教育会議傍聴要領（案）

（趣旨）

第１条　この要領は、大田区総合教育会議(以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続）

第２条　会議を傍聴しようとする者は、傍聴申込書(別記第１号様式)を大田区長(以下「区長」という。）に提出し、会議の許可を得て、傍聴券（別記第２号様式）の交付を受けなければならない。

（傍聴席に入ることができない者）

第３条　次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を持っている者

(2) ビラ、プラカード、旗の類を持っている者

(3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用している者

(4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機の類を持っている者。ただし、第６条ただし書の規定により、撮影又は録音等をすることにつき区長の許可を得た者を除く。

(5) 酒気を帯びていると認められる者

(6) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

（傍聴人の定員）

第４条　傍聴人の定員は、16名とする。ただし、会議が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2　傍聴の申込者が定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を決する。

（傍聴人の禁止事項）

第５条　傍聴席にある者は、次の行為をしてはならない。

(1) 帽子、外とう、えり巻の類を着用すること。ただし、病気その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

(2) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をすること。

(3) 飲食、喫煙又は談話をすること。

(4) 会議における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明すること。

(5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をすること。

(6) 携帯電話、パソコン、携帯音楽プレイヤーその他これらに類する端末の電源を入れること。

(7) その他議場の秩序を見出し、又は議事の妨害となるような行為をすること。

（撮影及び録音等の禁止）

第６条　傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会議の許可を得た場合は、この限りではない。

（係員の指示）
第７条　傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。
（違反に対する処置）
第８条　傍聴人がこの要領に違反したときは、区長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。
（傍聴人の退場）
第９条　区長が傍聴禁止を宣告し、又は退場を命じたときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。
（委任）
第10条　この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会議が定める。

付　則

この要領は、平成27年　月　日から施行する。

第１号様式（第２条関係）

No.＿＿＿

傍　聴　申　込　書

（あて先）大田区長

　　年度第　　回大田区総合教育会議（　　　　年　　月　　日開催）の会議を傍聴したいので、申し込みます。

　　年　　月　　日

住　所

氏　名

第２号様式（第２条関係）

No.＿＿＿

傍　聴　券

傍聴人氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

　　年度第　　回大田区総合教育会議（　　　　年　　月　　日開催）の会議の傍聴を許可します。

　　年　　月　　日

大田区長

※この傍聴券は、退場の際係員にお渡しください。